

経営会議の内容

件 名	大和市市税条例の一部改正について
所 管 部	市民経済部、総務部
日時・場所	平成30年4月24日（火）10：00 ～ 10：40 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、産業活性課長、収納課長、資産税課長
提 出 理 由	生産性向上特別措置法の制定及び地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・対象となる中小企業の定義として、従業員数や資本等の規模はどの程度か。また、これに該当する市内の事業所数は。 （所管部）資本金1億円以下、従業員数1,000人以下と示されている。市内にある従業員数1,000人以下の企業は7,580事業所あるが、資本金については不明であり、およそ8～9割は本事業の対象になると見込んでいる。 ・対象となる設備はどのようなものがあるか。 （所管部）世界的に技術革新が進んでいる社会で、例えば「物を作る機械」を導入する際、インターネット通信等による生産管理を可能とするものや、高い省エネ性能を備えているものなど、先端技術を活用している新しい設備が対象となるが、詳細な基準は後日示される見込みである。 ・特例を受けるには、企業が先端設備等導入計画を策定することとなっているが、一般企業による計画作成は容易ではないと考えられる。策定にかかる手間によっては、企業が躊躇うことも考えられるが、書式などは定められているか。 （所管部）新たに導入する設備の計画であり、どのように生産性が向上するか、といったいくつかの項目について、計画を策定していただく必要がある。詳細は今後国から示される見込みである。また、計画の策定にあたっては、必ず商工会議所と連携して行うことが要件となっている。 ・例えば、法定耐用年数は経過していないが、最初の設置から3年が経過した中古機械を購入し設置する場合も、企業にとっては新たな設置となる。そういった場合は特別措置法の適用対象となるのか。 （所管部）現時点で国から示されている資料の中では、「新たに導入した製品で、中古品は除く」とあることから、中古品は対象にはならない。 ・先端設備とは、どの様なものか。 （所管部）現在の国の案では、ある設備について、旧品と比べて単位時間当たりの生産性やエネルギー効率が、平均1%以上向上するもの、という例示がなされている。 ・企業活動振興条例と目的を一にするもの、という説明があったが、企業活動振興条例では、事業拡大を目的とする設備投資が対象であり、同じ中小企業を対象としていても、目的は必ずしも一致しないのではないか。また、一致しなかった場合、中小企業をバックアップするという国の政策を達成するために、市の条例の運用を変更する必要があるか。

	(所管部) 企業振興という目的は一致しているが、具体の支援内容として、企業活動振興条例はいわゆる工業系、かつ製造業、情報通信業、自然科学など、対象を絞った条例となっている。今回の特別措置法は、対象業種について商業を含んでおり、本市の条例と対象が完全に一致するものではない。しかし、新しい特別措置法により減税対象となる設備を導入した場合において、企業活動振興条例の要件を満たすことがあれば、合わせて条例による支援を行っていく。 ・ 今回の特例率の適用については、土地を保有している企業のみが対象となるのか。 (所管部) 新たな設備を導入した場合に対象となるため、土地の保有に関しては条件に含まれていない。 ・ 合同会社やシェアオフィスなど、小規模な施設や事業所であっても、申請要件に合致することで対象となれば問題はない。 ・ 条例改正は6月だが、国の補助の対象となるのは平成31年度以降ということか。 (所管部) 優先採択の要件として、市町村が固定資産税の特例率をゼロとする意思を表明する必要がある、本市はその意思を表明しているため、今年度交付分から対象となる。実際の交付に際しては条例を制定している必要がある。 ・ 今回の特別措置法の対象となる事業所の中で、年間10件程度の適用を予想しているとのことだが、3年間で30件を見込んでいるということか。また、国が中心となって中小企業に先端技術を活用した機械の導入を促進していくことになるが、将来的に中小企業の生産データの収集など、産業振興に関して国が得るものはあるのか。 (所管部) 特別措置法の対象について、年間10件、3年で30件を見込んでいる。設備投資に係る成果の指標などはまだ示されていないため、国の動向を注視していく。 ・ 3年の間に新しい設備を複数導入し、それぞれ特別措置法の対象とすることは可能か。また、導入した設備について、企業の経営方針の転換等で活用できなくなるケースは想定しているか。 (所管部) 対象とすることは可能である。導入した設備をうまく活用するために、設備を導入する前の段階で、商工会議所と連携して計画策定を行う必要がある。 ・ 設備投資は上限が設定されるのか。 (所管部) 上限はない。 ・ 市が策定する導入促進基本計画について、対象となる先端技術の種類などが掲載されると考えられる。市の計画と聞くと、新たな設備の導入が全て対象となると捉えられてしまうかもしれないため、既存の企業活動振興条例との整合と合わせて、事業者に対して丁寧に説明するように。 (所管部) 条例の運用の中でも注意しながら進めていく。
会議結果	案のとおり、進めていく。